

議長	それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－1について、地区担当委員の新井安典委員より現地調査報告をお願いいたします。
9 番	議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についての整理番号4－1について、6月21日に河野和昭推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字双柳字上ノ台地内にある畑2筆、面積939㎡でございます。 農地の現況ですが、門扉から奥にかけて砂利が敷いてありました。 また、物置やコンクリートが敷かれたカーポートがありました。 そして、草が生い茂っている状況でした。 当件については、事務局から所有者に農地へ是正するように指導をされていると聞いております。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、この農地転用許可申請は不適當であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、新井安典委員の説明のとおりです。 申請理由につきましては、申請人から提出されている理由書および始末書を読み上げさせていただきます。 【理由書、始末書読み上げ】

議長

9 番

申請年月日は令和7年5月22日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第3種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目の転用行為に必要な資力信用ですが、資力につきましては、資金調達計画として、申請書上では、現況利用のため、負担なしとされております。

信用につきましては、申請人は農地法第51条第1項の規定に該当する者に該当しており、令和7年3月18日付で連絡書、令和7年6月2日付で勧告書を発出しております。

以上のことから、申請人の信用は無いと考えております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、申請地に建てられている建築物について、都市計画法および建築基準法の許可の履歴が確認できておりませんので、見込みが無いと考えております。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図では、現況利用となっておりますが、埼玉県農地転用許可制度運用指針では、住宅に係る農地転用面積の上限は、一体利用する農地以外の土地を含め、一般個人住宅は概ね500㎡、農家住宅は概ね1,000㎡となっておりますが、本申請では、農地以外に一体利用する土地を含めて、1240.88㎡となっております。

以上のことから、面積規模が過大であると考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております
補足説明は以上です。

同行して調査していただいた河野和昭推進委員から、何か意見を預かっていますか。

特にございません。

議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
5 番	農地の現況について、現地調査をした日から、本日まで状況は変わっていないという認識でよろしいでしょうか。
事務局	昨日、事務局にて現地を確認させていただきましたが、状況は変わっておりませんでした。
6 番	申請人からは是正計画書が提出されている一方で、農地転用許可申請の理由書からは、現況で追認を希望している形となっております。 それについて、補足説明をいただきたいです。
事務局	当件については、これまでの経緯も含めて説明をさせていただきます。 今年の3月に土地所有者に連絡書を送付したところ、土地所有者の家族が農業委員会事務局に来庁され、事情をお聞きしました。 その後、今月になりますが、是正勧告書を送付し、是正計画書の提出を期限付きで求めました。 そうしたところ、是正計画書が提出された形になりますので、ご質問をいただいた状況になっております。
8 番	これまでの農地法許可申請について、仮に農地法違反があった場合、農地へ戻すことが前提でした。 過去に同様の案件があった場合は、農地への是正をしたうえでの事前相談や申請という順番でしたが、今回はそういったことをせず、追認を希望することは理解しがたいです。 今回の案件も、前提として、農地への是正をすることが必要であると考えます。 また、申請人からは是正計画書の提出がありましたが、是正計画を履行し、面積の規模も適正にしたうえで申請をすべきだと思います。 以上のことから、賛成できかねる案件です。
1 番	私も同様の意見です。 私が担当している地区でも、農地には是正をしたうえで、農地法に関する相談を始めた案件がありました。 そのような中、今回の案件を許可相当した場合、その理由に納得できず、賛成できかねる案件です。

6 番	先ほどから意見がありますが、農地法違反である状態であることから、賛成できかねますし、また、住宅に係る農地転用面積の上限は、一体利用する農地以外の土地を含め、一般個人住宅は概ね 5 0 0 m²、農家住宅は概ね 1, 0 0 0 m²となっています。 以上のことから、仮に農地の状態に是正されたとしても、面積の規模適正の観点からみて、賛成できかねることを意見とさせていただきます。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請の整理番号 4－1 について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。 【挙手なし】
議長	挙手がありませんでしたので、本件については不許可とすべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請の整理番号 4－2 について審議いたします。 整理番号 4－2 について、地区担当委員の柏崎光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推 3 番	議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請についての整理番号 4－2 について、6 月 1 6 日に大野忠司委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字中藤下郷字大両寺地内にある畑 1 筆、面積 3 1 9 m²でございます。 農地の現況ですが、農地の一部で申請人の妻が耕作をしていることを調査同日に確認しました。 しかし、事務局からも説明があると思いますが、居住建物の半分、飲み水を始めとした生活のための水を確保するためのため池、合併浄化槽、車両の通路が農地となっております。 今回の案件では、農地の状態に是正することによって現状の生活が脅かされることから、現地調査を行ったところでは、やむを得ない案件だと考えます。 説明は以上です。

議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請の整理番号 4－2 について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、柏崎光一推進委員の説明のとおりです。 申請人は、令和 6 年 1 2 月まで飯能市大字中藤下郷地内に妻と共に住んでおりました。 申請人は、現在病気治療のため、単身で行田市にある施設に住んでおりますが、引き続き申請人の妻は単身で居住しています。 なお、申請人は生まれた年である昭和 2 5 年から居住しておりますが、申請人の先祖は少なくとも大正時代から当地で生活をしておりました。 生活をするうえで、飲み水を始めとした生活のための水の確保の方法としては、山水を自宅の前にあるため池で貯蔵し、汚水は合併浄化槽の処理水を現地既設水路に放流しています。 このたび、居住建物の半分、飲み水を始めとした生活のための水を確保するためのため池、合併浄化槽、車両の通路が農地となっていることが発覚しました。 農地法違反であることから車両への通路については、是正をしました。 しかし、居住建物の半分、飲み水を始めとした生活のための水を確保するためのため池、合併浄化槽については、農地の状態に是正することによって現状の生活が脅かされることから、今回農地法第 4 条による申請をするものです。 申請年月日は令和 7 年 6 月 5 日、同日農業委員会受付となっております。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は第 2 種農地に該当します。 次に、転用に関する 8 つの審査基準についてご説明します。 1 つ目から 8 つ目まで全て許可条件を満たしています。 1 つ目の資金調達計画として、造成費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた大野忠司委員、何かございますか。
1 番	特にございません。

議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－2について、何かご意見、ご質問等ございますか。
1 番	今回の件ですが、農地の中にある浄化槽を壊して農地に是正することで現在の生活が脅かされること、また、該当する農地部分を分筆し、残る畑は耕作の様に供していることを確認したことから、やむを得ないというと考えます。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－3について審議いたします。 整理番号4－3について、地区担当委員の田島慎司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推 7 番	議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についての整理番号4－3について、6月16日に肥沼健一委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字白子字北谷戸地内にある畑2筆、面積74㎡でございます。 農地の現況ですが、以前は申請人の住宅への進入路として砂利が敷かれていましたが、その後砂利を撤去するという是正がされ、調査同日も農地として是正されたことを確認しております。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局	議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請の整理番号 4－3 について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、田島慎司推進委員の説明のとおりです。 申請人は平成 5 年から居住しておりますが、申請人の先祖は少なくとも明治時代から当地で生活をしており、農業で生計を立てておりました。 今回、現在の家屋が古くなり、リフォームを検討しましたところ、現在使用している申請人の自宅への唯一の進入路が農地であること、また、建築基準法上未接道状態であり、既存不適格物件であることが分かりました。 農地法違反であることから是正をしましたが、自宅への正式な進入路及び接道用地が無いので今回、農地転用の許可を取得し市道に接道させて適正な状態にしたいと、農地法第 4 条による申請をするものです。 申請年月日は令和 7 年 6 月 5 日、同日農業委員会受付となっております。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は第 2 種農地に該当します。 次に、転用に関する 8 つの審査基準についてご説明します。 1 つ目から 8 つ目まで全て許可条件を満たしています。 1 つ目の資金調達計画として、造成費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。
議長	同行して調査していただいた肥沼健一委員、何かございますか。
6 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請の整理番号 4－3 について、何かご意見、ご質問等ございますか。
議長	【なしの声あり】 他に無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請の整理番号 4－3 について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】

議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出について、報告第3号農地法第5条の規定による農地転用届出の取消についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。 【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。 【付議案件4「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和7年6月飯能市農業委員会総会を閉会します。